（十二）外国製造再生医療等製品の製造販売承認の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

３　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第九十一号（第二百二条、第二百二条の二、第二百二条の三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

１～４　（略）

５　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

１～３　（略）

４　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）再生医療等製品の場合

（略）

備　考

１～４　（略）

５　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第九十二号（第二百三条、第二百四条の二、第二百四条の四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

３　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

３　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

３　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（十二）外国製造再生医療等製品の製造販売承認の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

（新設）

様式第九十一号（第二百二条、第二百二条の二、第二百二条の三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

１～４　（略）

（新設）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

１～３　（略）

（新設）

（三）再生医療等製品の場合

（略）

備　考

１～４　（略）

（新設）

様式第九十二号（第二百三条、第二百四条の二、第二百四条の四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

（新設）

（二）医療機器の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

（新設）

（三）体外診断用医薬品の場合

（略）

備　考

１・２　（略）

（新設）